

問い合わせ先	こども未来局放課後対策課 (TEL : 242-2014 FAX : 242-2018) 中区地域起こし推進課 (TEL : 504-2546 FAX : 541-3835) 東区地域起こし推進課 (TEL : 568-7705 FAX : 262-6986) 南区地域起こし推進課 (TEL : 250-8935 FAX : 252-7179) 西区地域起こし推進課 (TEL : 532-0927 FAX : 232-9783) 安佐南区地域起こし推進課 (TEL : 831-4926 FAX : 877-2299) 安佐北区地域起こし推進課 (TEL : 819-3905 FAX : 815-3906) 安芸区地域起こし推進課 (TEL : 821-4905 FAX : 822-8069) 佐伯区地域起こし推進課 (TEL : 943-9705 FAX : 943-9718)
--------	---

放課後児童クラブの利用手続及び利用料金の減免等

1 放課後児童クラブの利用手続

災害により広島市へ転居され、放課後児童クラブの利用を希望される場合、通常の申請期限にかかわらず、利用申込みを受け付けます。手続の方法等詳しくは、希望する放課後児童クラブの所在する区の地域起こし推進課（児童館がない学区の放課後児童クラブ及び民間の放課後児童クラブについてはこども未来局放課後対策課）にお問合せください。

2 放課後児童クラブ利用料金の減免

(1) 要件

次のいずれかに該当する場合、利用料金を減免します。

- ① 災害により、世帯の月の収入額が、最低生活費（生活保護法に基づき算定）と放課後児童クラブ利用料金を加算した額の合計額に満たないため、放課後児童クラブ利用料金の全部又は一部の納付ができないと認められる場合
- ② 世帯が居住する住宅が災害により損害を受けた場合

(2) 対象者

(1)に該当する放課後児童クラブ利用料金の納入義務者

(3) 手続の方法

児童が利用している放課後児童クラブの所在する区の地域起こし推進課（児童

館がない学区の放課後児童クラブ及び民間の放課後児童クラブについてはこども未来局放課後対策課）にお問い合わせください。

(4) 受付期限

- (1)①の場合は変更を受けようとする放課後児童クラブ利用料金の納付期限まで、
- (1)②の場合は災害の発生した日から12か月以内となります。